

1 介護福祉士修学資金等貸付の概要

【修学資金の概要】

- 1 この資金は、福島県における介護福祉士または社会福祉士の確保を図るため、福島県に住所登録している方や福島県出身で「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づく学校、養成施設（以下「養成施設等」といいます。）に在学し、卒業後、資格を取得し、福島県内において介護・相談援助業務等に従事しようとする方に無利子で貸付けます。
- 2 養成施設等を卒業後、1年以内に国家資格を取得し、福島県内において社会福祉士及び介護福祉士法に定める相談援助・介護等の業務に従事し、かつ、引き続き5年間従事した場合は、貸付けた修学資金の全部の返還を免除するほか、一定の事由に該当する場合は、貸付けた修学資金の全部または一部の返還が免除されることがあります。

(1) 実施主体

社会福祉法人福島県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）です。

(2) 貸付対象者

次の要件を満たす方で、卒業後、福島県内において介護福祉士・社会福祉士の業務に従事しようとする方です。

①学業成績が優秀であって、かつ、修学のための同種の資金を他から借り受けていない（日本学生支援機構からの資金を除く。）次のいずれかに該当する方です。

- ア 県内に住民登録をしている者
- イ 養成施設等の入学までに県内に1年以上住所を有していた者
- ウ 上記ア又はイの要件を満たし、養成施設等を卒業後、1年以内に介護福祉士国家試験の受験の意思のある者

※世帯の収入は、日本学生支援機構による世帯収入（第一種）の上限が目安です。

②家庭の経済状況等から貸付けが必要と認められる者

(3) 貸付期間

貸付期間は、養成施設等に在学する期間です。ただし、正規の修学期間を限度とします。

(4) 募集人員 60名（予定）

(5) 貸付内容等 （下記の金額を上限として貸付けます。）

- ①修学金 50,000円（月額。交付は年2回に分けて行います。）
- ②入学準備金 200,000円（初回の貸付時。貸付の対象があります。）
- ③就職準備金 200,000円（最終回の貸付時。貸付の対象があります。）
- ④国家試験受験対策費 40,000円（養成施設の卒業年度。）

貸付申請時に生活保護受給世帯（これに準ずる経済状況にある世帯も含む）の方については、上記の貸付内容に加えて生活費の一部に充当できる費用を加算することができます。加算額は、貸付申請時の年齢及び居住地により異なります。また、この加算額は、貸付申請時からの加齢や居住地が変更されても一旦決定した金額は変更できません。（金額は、およそ40,000円前後）以内となります。

⇒ 詳しくは福島県社会福祉協議会にお問い合わせください。

（電話 024-523-1256）

(6) 資金の交付

貸付契約後、貸付金は、年2回（4月、9月）に分け指定の口座に振り込みます。

※貸付決定後の第1回目の修学資金等の交付は6月頃となります。ただし、貸付け契約書等の必要書類の提出状況により貸付金の交付が遅延します。

※就職準備金について卒業年の3月に送金となります。

(7) 連帯保証人

連帯保証人が必要となります。貸付けを希望する方が未成年の場合は、親権者または後見人です。ただし、修学資金の返還が求められた際に債務を負担できる方が必要です。

連帯保証人は、貸付けを受けた方が修学資金の返還を求められ、修学資金の返還を行わない場合は全ての返還債務を負担し、返済していただきます。

(8) 貸付利子

①貸付利子は、無利子です。

②返還（返済）が開始され、定められた日までに返還されない場合は、返還すべき額につき年5パーセントの延滞利子を返還金と合わせて納入していただきます。

(9) 修学資金の返還免除

養成施設等を卒業した日から1年以内に介護福祉士登録又は社会福祉士登録を行い、福島県内の福祉施設等において介護または相談援助業務等の業務に従事し、かつ、5年間引き続きその業務に従事した場合には修学資金の返還が免除されます。

※詳しくは、「福島県介護福祉士修学資金等貸付実施要領」をご覧ください。

2 申請手続き等

修学資金の貸付を希望する場合は、以下により、在学する養成施設等を経由して社会福祉法人福島県社会福祉協議会（略称「県社協」）に提出してください。

(1) 提出書類

①介護福祉士等修学資金貸付申請書（様式1）

②養成施設等の長の推薦書（様式2）

③住民票の抄本

④県外に住民登録をされている方は、養成施設等に入学までに、福島県に住所を有していたことを証明する書類。（例：住民票の抄本、戸籍謄本の附票、当時の学生証など）

⑤申請者又は申請者と生計を一つにする家族の収入を証明する書類。（会社員の場合は、直近の源泉徴収票、それ以外の方は、課税証明書。）

⑥連帯保証人となる方で会社員の方は直近の源泉徴収票（写しで可）、それ以外の方は課税証明書。

⑦入学時に年齢が45歳以上であり、かつ離職して2年以内の場合は離職証明書。

⑧生活保護受給世帯等の方は、別途手続き書類が必要です。

(2) 連帯保証人を1人立てること。

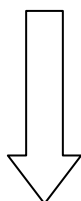
(3) 同種の修学のための資金を他から借り受けている場合や、求職者支援制度を利用してハローワーク、テクノアカデミー等を通じて在学する場合は、本修学資金の貸付を受けられません（日本学生支援機構からの借入れを除く）。

(4) 県社協会長は、提出された書類の審査等により、修学資金の貸付を受ける者の選考を行い、その結果を在学する養成施設等を通して通知します。（審査内容は開示しません。）

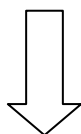
3 申込み・貸付審査・貸付決定時の手続き

(1) 修学資金の申込み

修学資金の貸付
申請



貸付の審査



・ 金銭消費貸借
契約書 (2 通)
・ 誓約書
・ 修学資金送金
口座 (申込・
変更) 申請書
の提出
・ 個人情報の取
扱同意書
・ 借用証書

①「介護福祉士修学資金等貸付申請書」は養成施設等の窓口で受け取り、必要事項を記入したのち、添付書類と併せて養成施設等に提出してください。なお、「介護福祉士修学資金等貸付申請書」の欄外の備考には申請に必要な添付書類を記載していますので確認してください。(必要書類の数は各1通です。)

※県外に住民登録をしている方については、養成施設等の入学までに福島県に住所を有していたことを証明する書類も必要です。

→ (例) 住民票の抄本、戸籍謄本の附票、学生証など

②申請書類は、養成施設等から県社協に送付され、県社協が審査し、貸付けの可否を決定します。

③審査の結果は、「介護福祉士修学資金等貸付 (承認・不承認) 決定通知書」により、県社協から養成施設等を経由し、申請者に通知します。

※生活保護受給者やこれに準ずる世帯の方は、養成施設等への入学前に「貸付内定 (不承認) 通知書」により通知します。

④修学資金の貸付けが決定となった方は、通知の日から起算して14日以内に左記の書類に記入、署名及び押印のうえ、養成施設等を経由して県社協に提出してください。

(金銭消費貸借契約書には2通とも収入印紙を貼付してください。印紙代は決定通知の際にお知らせします。)

⑤修学資金は、**1年間分を分割して交付**します。(4月、9月)
※貸付決定後の第1回目の修学資金等の交付は6月頃となります。

ただし、契約書等の必要書類の提出状況により貸付金の交付が遅延します。

※貸付を辞退するときは、当該年度の第1回目の送金、または各送金が行われる月の1か月前までに、「**介護福祉士修学資金等・貸付停止・再開辞退届**」を所属する養成施設等を経由して県社協に提出してください。

※1年以上の休学や停学、養成施設等の退学、あるいは、養成施設等を卒業しても、福島県内で法に定める(社会福祉施設等など)職種に就労をし、業務を行わない場合は、貸付けた修学資金等の全額が「一括返還」となりますので、借受申込みの際は十分ご検討ください。

(2) 養成施設等の在学時の手続き

在学届の提出
(毎年・4月)



休学・停学する、留年、または復学する場合



貸付を辞退する場合

①複数年度にわたり修学資金の貸付を受けるときは、「在学届」(養成施設等の長が証明したもの)を毎年4月10日までに県社協に提出してください。

②養成施設等を休学・停学、または留年となったときは、「介護福祉士修学資金等・貸付停止・再開・辞退届」を、修学資金を交付する時期(4月、9月)の1か月までに養成施設等に提出してください。

※休学・停学の期間中は貸付けが休止(停止)となります。

③復学したときは、「介護福祉士修学資金等・貸付停止・再開・辞退届」で復学の報告を養成施設等を経由して県社協に提出してください。

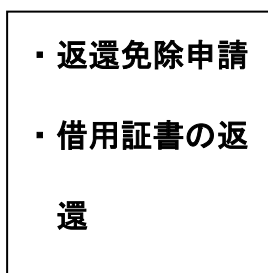
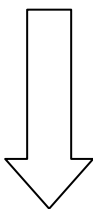
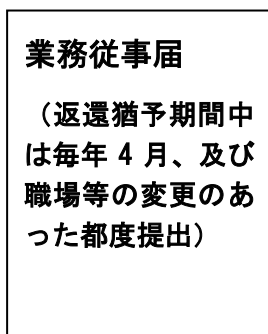
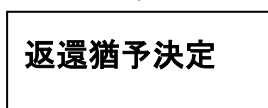
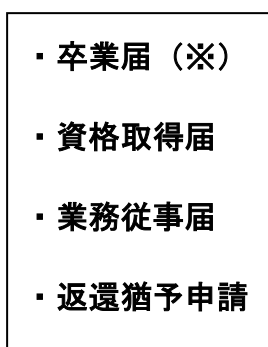
④退学等による理由を含め貸付を辞退するときは、速やかに「介護福祉士修学資金等・貸付停止・再開・辞退届」及び「返還届」を養成施設等を経由して県社協に提出してください。県社協から「介護福祉士修学資金等返還通知書」を送付します。

⑤貸付けた修学資金は、返還通知書に基づき返還(返納)期間内に返還してください。

※返還が滞った場合は、「連帯保証人」に債務の全額を請求し返還していただきます。

(3) 養成施設等の卒業及び就職後の手続き

養成施設等を卒業し、1年以内に国家試験を受験し、資格を取得し、福島県内において別表に定める社会福祉施設等で、介護または相談援助業務等の業務に従事した場合には、その業務の従事期間中は修学資金の返還が猶予され、さらには、指定した期間以上その業務に従事した場合には貸付けた修学資金を免除することができます。(※上記に該当しない場合は、貸付けた修学資金等を全額返還していただきます。)



①養成施設等を卒業した場合は速やかに「卒業届」(就職内定通知等の写しを添付)を養成施設等を経由して県社協に提出してください。

②介護福祉士、または社会福祉士の資格を取得した場合は、速やかに国家資格者としての登録を行い、「資格取得届」に登録証の写しを添付し、県社協に提出してください。

あわせて、別表に定める社会福祉施設等において、介護または相談援助業務等の業務に従事した場合は「業務従事届」及び「**介護福祉士修学資金等返還猶予申請書**」を速やかに提出してください。提出先は県社協となります。

③県社協は審査を行い、その結果を申請者に通知します。

④資格取得後、福島県内において別表に定める社会福祉施設等で、介護または相談援助業務等の業務に従事している期間は返還猶予となります。返還猶予期間中は毎年4月に、及び勤務先・従事する職種に変更があった都度に「業務従事届」を県社協に提出してください。

⑤休職・退職等となった場合は、返還を開始していただきます。(猶予できる場合もありますのでご相談ください。)

⑥5年間継続して、別表に定める福島県内の社会福祉施設等において、介護または相談援助業務等の業務に従事すると、返還債務が申請により免除となります。(勤務期間は勤務する地域、または職種により異なることがありますのでご相談ください。)

⑦5年間、引き続き別表に定める社会福祉施設等で、介護または相談援助業務等の業務に従事した場合は、「**介護福祉士修学資金等返還免除申請書**」に、返還免除申請時の業務従事先における「業務従事届」を添えて県社協に提出してください。

⑧返還免除が決定した後、お預かりしている「借用証書」をお返しします。(これで、修学資金の返済は全額免除となる。)

(別 表) 修学資金の返還債務の免除に係る対象業務

※詳細については、昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲について」別添 1 及び別添 2 を参考のこと。

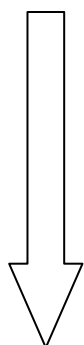
- 1 福島県内において以下の施設、職種で業務に従事すること
 - (1) 昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」の別添 1 の相談援助業務の範囲に定める職種。
(例) 児童養護施設、知的障害児施設等の児童指導員、救護施設の生活指導員、特別養護老人ホーム・老人デイサービスセンターの生活相談員、市町村社会福祉協議会の福祉活動専門員 等
 - (2) 昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」の別添 2 の介護等の業務の範囲に定める職種。
(例) 老人デイサービスセンター・特別養護老人ホームの介護職員、指定居宅サービスの訪問介護員、身体障害者更生施設における介護職員 等
 - (3) 昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」の別添 1 及び別添 2 に定める当該施設の長。
- 2 全国を区域とする以下の施設において業務に従事すること
 - (1) 国立身体障害者リハビリテーションセンター
 - (2) 国立光明寮
 - (3) 国立保養所
 - (4) 国立児童自立支援施設
 - (5) 国立知的障害児施設 等

※国立高度専門医療センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 2 項の委任を受けた施設、医療型障害児入所施設「整肢療護園」、「むらさき愛育園」及び独立行政法人国立重度障害者総合施設のぞみ園が設置する施設を含む。

(4) 修学資金の返還の場合

養成施設等を1年以上休学し、または停学・退学となった場合、若しくは養成施設等を卒業後、指定する期間内に福島県内の別表に定める社会福祉施設等において、介護または相談援助業務等の業務に従事しなかった場合には、貸付けた修学資金を全額（一部免除された場合はその金額を除く。）返還することになり、次の手続きを行っていただきます。

返還届の提出



修学資金の
返還



修学資金の
返還完了

- ①修学資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」といいます。）は返還となる事由が発生した日から14日以内に「返還届」を県社協に直接、提出してください。
その後、県社協から「**介護福祉士修学資金等返還通知書**」及び「**預金口座振替依頼書**」を送付し、改めて返還方法について通知します。
なお、上記通知が届き次第「**預金口座振替依頼書**」に必要事項記入のうえ、速やかに県社協へ返送してください。

※連帯保証人とも返還通知書の内容を確認しておいてください。

- ②「**介護福祉士修学資金等返還通知書**」に記載された返還方法により、直ちに返還していただきます。
- ③返還金は、「**預金口座振替依頼書**」により提出のあった金融機関の口座から自動引落により返還していただきます。
- ④納付指定日を過ぎた場合は、**返還すべき額に年5%の延滞利子を加算し、徴収**します。
- ⑤返還が完了した場合は、県社協がお預かりしている「**借用証書**」をお返しします。

(5) その他の手続き

住所・氏名・勤務先等を変更した場合（届出内容に変更があった場合）

- ①借受人、または連帯保証人に住所等の変更があった場合は、その都度、借受人にあつては「**介護福祉士修学資金等貸付借受人異動事項等届出書**」、連帯保証人の場合は「**介護福祉士修学資金等貸付連帯保証人届出事項変更書**」により、直ちに県社協に提出してください。
養成施設等に在学中に住所等の変更があった場合は、養成施設等を経由して速やかに県社協に報告してください。
- ②貸付を受けていた者が、従事していた職種に変更があった場合、勤務先を変更した場合、または転職した場合など、届出事項に変更があった都度、直ちに県社協に報告してください。

4 手続きに必要な提出書類

【在学中】

(1) 必ず提出しなければならないもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
貸付を申請するとき	介護福祉士修学資金等貸付申請書	様式 1	※貸付審査後、県社協は介護福祉士修学資金等貸付申請結果通知書を、推薦のあった養成施設等の長を経由して申請者に通知しますので、 <u>14日以内</u> （「貸付が決定したとき」）に必要な書類を、在学する養成施設等を経由して県社協に提出してください。 ※「福祉事務所長意見書」は、該当する方のみです。
	住民票の抄本 又は戸籍謄本の付表	市区町村指定のもの	
	推薦書	様式 2	
	※福祉事務所長意見書	様式 3	
貸付が決定したとき	介護福祉士修学資金等金銭消費貸借契約書	様式 5	
	誓約書	様式 6	
	介護福祉士修学資金等送金口座（申込・変更）申請書	様式 7	
	個人情報取扱同意書 （借受人及び連帯保証人）	様式 8	
	借用証書	様式 9	
複数年度にまたがる貸付を受けるとき	在学届	様式 10	※ <u>毎年度、4月10日まで</u> 県社協に必ず提出。

(2) 貸付の決定の後、変更がある場合、または貸付が解除になった場合に提出するもの

変更事項	提出書類	様 式	備 考
養成施設等に修学している者及び連帯保証人の住所・氏名・勤務先等の変更	介護福祉士修学資金等貸付借受人異動事項等届出書	様式 11	
	介護福祉士修学資金等貸付連帯保証人届出事項変更書	様式 12	
休学・転学・停学等 留年したとき	貸付停止・再開・辞退届（休学・停学・退学・復学等）	様式 13	貸付を停止します
復学したとき			理由により貸付期間の延長をします
退学したとき 貸付を辞退するとき 貸付解除となったとき	貸付停止・再開・辞退届（休学・停学・退学・復学等）	様式 13	返還開始通知書を送付しますので、返還計画に基づき、指定のあった金融機関から自動引落により返還していただきます。
	介護福祉士修学資金等・返還届	様式 19.	
死亡したとき	介護福祉士修学資金等貸付借受人異動事項等届出書	様式 11	※死亡診断書等、事実を確認できる書類を添付して県社協に直ちに届出してください。
	介護福祉士修学資金等・返還届	様式 19	

【卒業後】

(1) 必ず提出しなければならないもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
卒業（貸付修了）したとき及び就職したとき	卒業届（就職内定通知等を添付）	様式 14	卒業したときから 14 日以内に県社協に提出
	資格取得届	様式 15	国家資格の登録証の写しを添付
	業務従事届	様式 16	職場の公印が必要
氏名・住所・勤務先（連帯保証人を含む）等の変更があったとき	介護福祉修学資金等貸付借受人異動事項等届出書	様式 11	借受人に変更事項が生じた場合
	介護福祉士修学資金等貸付連帯保証人届出事項変更書	様式 12	連帯保証人の届出事項に変更が生じた場合

(2) 返還猶予を希望する場合に提出するもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
別表に定める社会福祉施設等において介護または相談援助業務等の業務に従事したとき	業務従事届	様式 16	返還猶予期間中は毎年 4 月 10 日までに提出
	介護福祉士等修学資金返還猶予申請書	様式 17	就職した年月日を必ず記入してください。
在学中、他の養成施設等へ進学したとき、または就職活動中（卒業後 1 年以内のみ）の場合	在学届	様式 10	他の養成施設等への進学とは、介護福祉士指定養成施設の学生が社会福祉士指定養成施設へ、社会福祉士指定養成施設の学生が介護福祉士指定養成施設へ進学した場合です。
	介護福祉士修学資金等返還猶予申請書	様式 17	
災害・疾病等により業務に従事できないとき	介護福祉士修学資金等返還猶予申請書	様式 17	医師の診断書、罹災証明書等を添付してください。
介護福祉士・社会福祉の資格取得ができなかったとき（養成施設等を卒業した年度のみ）	介護福祉士修学資金等返還猶予申請書	様式 17	次年度の国家試験の受験意思が確認できれば返還猶予される場合があります。
	国家試験受験票の写し		

(3) 返還猶予の事由に変更があった場合、または返還免除申請に提出するもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
業務従事先を変更したとき（職場を変更したとき、人事異動で職場が変わったとき）	介護福祉士修学資金等貸付借受人異動事項等届出書	様式 11	
	業務従事届（新しい勤務先の勤務状況）	様式 16	新しい勤務先から、証明してもらいます。
業務従事中に疾病または都合により、業務に従事できなくなったとき（または一部免除の申請をするとき）	介護福祉士修学資金等返還免除申請書	様式 21	修学資金の貸付期間以上、別表の社会福祉施設等で介護・相談業務に従事した場合のみ、返還債務の一部が免除になる場合があります。
	業務従事届	様式 16	
貸付条件に定める業務に、一定期間以上勤務したとき（修学資金の返還免除に該当する場合）	介護福祉士修学資金等返還免除申請書	様式 21	返還免除が決定されると、借用証書が返還されます。
	業務従事届	様式 16	

【修学資金等の貸付条件に反した場合】

<返還に至った場合、提出するもの>

事 項	提出書類	様 式	備 考
返還しなければならない事項に該当	返還届	様式 19	事実の発生した年月日を記入し速やかに提出。
介護福祉士修学資金等返還通知書受理後	預金口座振替依頼書		様式は本会から送付しますので、必要事項の記入及び金融機関への届出印を押印し、速やかに県社協に提出。

資 料

- (1) 福島県介護福祉士修学資金等貸付実施要領
- (2) 様式集

(1) 福島県介護福祉士修学資金等貸付実施要領

(目的)

第1 この実施要領は、介護福祉士の養成に係る施設又は社会福祉士の養成に係る施設に在学し、介護福祉士又は社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学に係る資金を貸付けるための必要な事項を定めることにより、福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

(定義)

第2 この実施要領において「養成施設等」とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第7号第2号又は第3号及び第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は福島県知事が指定した「社会福祉士指定養成施設」及び「介護福祉士指定養成施設」をいう。
2 「実務者研修施設」とは、法第40条第2項第5号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は福島県知事が指定した養成施設をいう。

(実施主体)

第3 この修学に係る貸付は、社会福祉法人福島県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行うものとする。

(貸付対象者)

第4 修学資金の貸付の対象は、養成施設等又は実務者研修施設に在学する者で、養成施設等又は実務者研修施設を卒業後、福島県内（以下「県内」という。）において別表に定める介護又は相談援助の業務（以下「返還免除対象業務」という。）に従事しようとする者であって、次の各号の一に該当する者とする。ただし、実務者研修施設に在学する者については（2）を除く。

(1) 学業成績が優秀であって、家庭の経済状況等から貸付が必要と認められ、かつ、修学のための同種の資金を他から借り受けていない（日本学生支援機構からの資金を除く。）次のいずれかに該当する者とする。

ア 県内に住民登録をしている者

イ 養成施設等又は実務者研修施設の入学までに県内に1年以上住所を有していた者

ウ 上記ア又はイにより養成施設等を卒業後、中核的な介護職として就労する意欲があり、介護福祉士又は社会福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる者

エ 上記ア又はイの要件を満たし、平成29年度以降に養成施設等又は実務者研修施設を卒業後、当該卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある者

(2) 貸付申請時に生活保護受給世帯又は貸付申請日の属する年度又は前年度において、次のいずれかにある者。

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市町村民税の非課税

イ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免

ウ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条又は第90条に基づく国民年金の掛金の減免

エ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予

(貸付対象者の推薦及び募集人数)

第5 修学資金の貸付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、養成施設等に在学する者にあつては養成施設等の長、実務者研修施設に在学するものにあつては所属する介護施設・事業所の長からの推薦を要するものとし、募集を行う人数は別に定める。

(貸付期間及び貸付額)

第6 修学資金の貸付期間は、養成施設等又は実務者研修施設に在学する正規の修学期間とする。ただし、病気等真にやむを得ない事情によって留年した場合は修学資金の貸付期間に含めることができるものとする。

2 修学資金の貸付額は、養成施設等に在学する者にあつては、月額50,000円以内とする。ただし、養成施設等への入学時に、貸付の初回に入学準備金として200,000円以内を、最終回に就職準備金として200,000円以内をそれぞれ(社会福祉士短期養成施設に在学する者にあつては、就職準備金を初回又は最終回の貸付け時)加算することができるものとする。ただし、既に在学している者又は就労している者にあつてはいずれかの準備金は交付しないものとする。

3 実務者研修施設に在学する者にあつては、200,000円以内とする。

4 前2項のほか、介護福祉士指定養成施設が通常の教育課程とは別に実施する又は民間機関等が実施する介護福祉士の国家試験受験対策講座の受講費、模擬試験の受験料又は参考図書等の購入費用等に充てるものとして、養成施設の卒業年度に40,000円以内を加算できるものとする。

5 第4の(2)に該当する場合は、養成施設等に在学する期間の生活費の一部として、生活扶助基準の居宅(第1類)に掲げる額のうち、1月当たり申請者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本として加算することができる。ただし、貸付け後の加齢や転居等による場合や、生活扶助基準額の見直しがあつた場合においても貸付期間中の加算額の見直しは行わないものとする。

6 前5項の生活費の加算は、生活保護の支給を同時に受けることはできないものとする。

(貸付方法及び利子)

第7 修学資金の貸付は、県社協会長と第4による貸付対象者との契約により貸付けるものとする。

2 修学資金の貸付利子は、無利子とする。ただし、貸付金の貸付を受けた者(以下「借受人」という。)が正当な理由がなく修学資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、延滞利子を徴収するものとする。

(貸付の申請)

第8 申請者は、次の書類を在学する養成施設等の長(実務者研修施設に在学する者は所属する介護施設・事業所の長。以下同じ。)に提出するものとし、養成施設等の長は、別に定める期日までに推薦書(様式2)を添えて県社協会長に提出するものとする。

(1) 介護福祉士修学資金等貸付申請書(様式1)

(2) 住民票の抄本

(3) 申請者又は申請者と生計を一つにする家族の所得がわかる書類

(4) 養成施設等の入学時、年齢が45歳以上であつて、離職して2年以内の場合は離職証明書

2 第4の(1)の(イ)に該当する申請者にあつては、前項の書類のほか、県内に1年以上住所を有していたことを証明する書類をあわせて提出するものとする。

3 第4の(2)に該当する申請者は、養成施設等の入学前の別に定める期日までに、次の

書類を添えて県社協会長に提出するものとする。

- (1) 在学する高校からの学業に関する調査書、または内申書
 - (2) 福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書
 - (3) 貸付に関する福祉事務所長の意見書（様式3）
- 4 第6の第5項による生活費加算の支給を受けようとする申請者は、前第3項の(1)から(3)の書類のほか、福祉事務所長が発行する「保護変更決定通知書」の写し等を県社協会長に提出するものとする。
- 5 複数年度にわたり修学資金の貸付を受けようとする申請者は、養成施設等をおして貸付初年度を除いた毎年度4月10日まで（休日・祝日にあたる場合はその翌日まで。）に養成施設等の長が証明する在学届（様式10）を県社協会長に提出するものとし、提出期限までに在学届の提出がない場合は、当該年度の貸付を辞退したものとみなす。

（連帯保証人）

- 第9 申請者は連帯保証人を立てるものとし、連帯保証人は借受人と連帯して貸付けた修学資金の返還の債務を負担するものとする。
- 2 前項の連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。ただし、債務を連帯保証できない状況にある場合は、債務を連帯して補償できる者を立てるものとする。
 - 3 連帯保証人の住所又は連絡先、勤務先などの届出事項に変更がある場合は、介護福祉士修学資金等貸付連帯保証人届出事項変更書（様式12）を県社協会長に提出しなければならない。

（審査及び決定）

- 第10 県社協会長は、申請者から提出のあった書類及び養成施設等の長からの推薦書等をもって審査し、貸付の可否を決定するものとする。
- 2 県社協会長は、前項による審査の結果を介護福祉士修学資金等貸付承認・不承認決定通知書（様式4）により、修学資金の貸付の推薦のあった養成施設等をおして申請者に通知するものとする。
 - 3 第8の第3項による申請者にあつては、貸付内定（不承認）通知書（様式4の2）により貸付の可否を通知し、第8の第3項(3)により意見書の提出があつた福祉事務所長にその写をもって通知するものとする。

（貸付に係る契約等）

- 第11 前第10により修学資金の貸付の決定通知を受けた申請者は、決定通知のあつた日から起算して14日以内に、次の書類を県社協会長に提出するものとする。
- (1) 介護福祉士修学資金等金銭消費貸借契約書・2部（様式5）
 - (2) 誓約書（様式6）
 - (3) 介護福祉士修学資金等送金口座（申込・変更）申請書（様式7）
 - (4) 個人情報の取扱に関する同意書（様式8）
 - (5) 介護福祉士修学資金等貸付借用証書（様式9）（連帯保証人と連署したもの。以下同じ。）
- 2 第10の第3項により貸付内定通知があつた者は、養成施設等に入学した後、前項の書類を県社協会長に提出するものとする。
 - 3 前項による期間内に書類の提出がない場合は、修学資金の貸付を辞退したものとみなす。

（修学資金の交付）

- 第12 県社協会長は、第11により書類の提出があつたときは、当該貸付決定に係る修学資

金を交付するものとする。

- 2 修学資金の交付は分割によるものとし、介護福祉士修学資金等送金口座（申込・変更）申請書（様式7）により申出のあった口座に振込により送金するものとする。
- 3 前2項による交付の時期は、4月に前期分として4月から9月までの修学資金を、又、9月に後期分として10月から翌年3月までの修学資金をそれぞれ当該月の15日に送金するものとし、送金日が金融機関の休業日のときは翌営業日に送金するものとする。ただし、養成施設等に入学した当初の修学資金の交付の時期は、第11の契約締結後とする。
- 4 入学準備金は養成施設等に入学した後、第1回目の送金と併せて、又、就職に伴う準備金は貸付を希望する申請者に対し修学期間の最終月に交付するものとする。

（貸付の休止及び貸付契約の解除）

- 第13 県社協会長は、借受人が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分までの修学資金の貸付を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸付された修学資金があるときは、その修学資金は、借受人が復学した日の属する月の翌月以後の分として貸付されたものとみなす。
- 2 県社協会長は、借受人が次の各号の一に該当するときは、当該借受人との貸付契約を解除するものとする。
 - (1) 養成施設等を退学したとき。
 - (2) 心身の故障のため修学を継続する見込がなくなると認められるとき。
 - (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
 - (4) 休学又は停学の期間が1年を超えるとき。
 - (5) 修学資金の貸付を辞退したとき。
 - (6) 虚偽その他不正な方法により修学資金の貸付を受けたことが明らかになったとき。
 - (7) 死亡したとき。
 - (8) その他修学資金の貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

（返還債務の履行猶予）

- 第14 県社協会長は、借受人が次の各号の一に該当する場合には、当該各号の事由が継続する期間、貸付けた修学資金に係る返還債務を猶予するものとする。
- (1) 第13の第2項のいずれかに該当した場合であって、引き続き当該養成施設等に在学しているとき。
 - (2) 当該養成施設等を卒業後、引き続き他種の養成施設等（介護福祉士養成施設卒業者の場合は社会福祉士養成施設、社会福祉士養成施設卒業者の場合は介護福祉士養成施設）において修学しているとき。
- 2 県社協会長は、借受人が次の各号の一に該当する場合には、当該各号の事由が継続している期間、履行期限の到来していない返還債務の履行を猶予できるものとする。
 - (1) 県内において別表に定める返還免除対象業務に従事しているとき。ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、県外において返還免除対象業務に従事した場合も含む。
 - (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

（返還猶予の申請等）

- 第15 借受人は、第14に該当するに至ったときは速やかに、次の書類を県社協会長に提出しなければならない。ただし、借受人が未成年のときは連帯保証人、成人にあつては県社

協会長が認めた者の代理申請等を認めるものとする。

- (1) 介護福祉士修学資金等返還猶予申請書（様式 17）
- (2) 借受人が養成施設等に在学している場合は在学届（様式 10）
- (3) 返還免除対象業務に従事したとき、及びその業務を継続している場合は業務従事届（様式 16）
- (4) その他やむを得ない事由の場合は、その事由が確認できる書類

2 県社協会長は、前項による猶予の申請があったときは、審査のうえ介護福祉士修学資金等返還猶予申請結果通知書（様式 18）により、その結果を申請者に通知するものとする。

（返還債務の免除）

第 16 県社協会長は、借受人が次の各号の一に該当するに至ったときは、貸付けた修学資金に係る返還債務を免除できるものとする。

- (1) 養成施設等を卒業した日から 1 年以内に介護福祉士登録又は社会福祉士登録を行い、県内（別表の 2 の場合は全国の区域。以下同じ。）において別表に定める返還免除対象業務に従事し、かつ、5 年間引き続き（他種の養成施設等における修学、災害、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。以下同じ。）これらの業務に従事したとき。
 - (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合、又は国家試験に合格できなかった場合であって、借受人の次年度の国家試験受験の意思を県社協会長が認めたときは、上記の当該養成施設等を卒業した日を、当該養成施設等の卒業年次の翌々年の国家試験に合格した日と読み替える（以下、(4) も同じ。）ものとする。
 - (3) 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項及び第 33 条に規定する過疎地域において別表に定める返還免除対象業務に従事した場合、又は中高年離職者（入学時に 45 歳以上の者であって、離職して 2 年以内の者をいう。）が別表に定める返還免除対象業務に従事した場合にあっては 3 年間引き続き業務に従事したとき。
 - (4) 実務者研修施設にあっては、卒業した日（卒業した日において介護等の業務に従事する期間が 3 年に達していない場合にあっては、介護等の業務に従事する期間が 3 年に達した日とする。）から 1 年以内に介護士登録を行い、県内において返還免除対象業務に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、2 年間、引き続き、これらの業務に従事したとき。
 - (5) ホームヘルパー又は家政婦等の業務に従事した者は、市町村及び有料職業紹介所等へ登録した期間が通算 1,825 日以上、かつ、介護等の業務に従事した期間が 900 日以上であること。ただし、中高年離職者にあっては市町村及び有料職業紹介所等へ登録した期間が通算 1,095 日以上、かつ、介護等の業務に従事した期間が 540 日以上であること。
- 2 前項に規定する業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。
- 3 県社協会長は、借受人が次の各号の一に該当するに至ったときは、貸付けた修学資金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還債務を当該各号に定める範囲内において免除することができるものとする。
- (1) 死亡し、又は障害により貸付を受けた修学資金を返還することができなくなったときは、返還債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部。
 - (2) 長期間所在不明となっている場合等、修学資金を返還させることが困難であると認

められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したときは、返還債務の額の全部又は一部。

(3) 県内において修学資金の貸付を受けた期間以上、別表に定める返還免除対象業務に従事したときは、返還債務の額の一部。ただし、本人の責による事由により免職された者、特別の事情がなく恣意的に退職した者などには、適用しない。

- 4 前3項の(1)及び(2)については、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用するものであること。
- 5 前3項による免除できる額は、県内において別表に定める返還免除対象業務に従事した期間を、修学資金の貸付を受けた期間(この期間が2年に満たないときは2年とする。)の2分の5(前1項の(3)及び(5)に該当する者(以下「中高年離職者等」という。)については2分の3)に相当する期間で除して得た数値(数値が1を超えるときは、1とする。)を返還債務の額に乗じて得た額とするものとする。
- 6 法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、県外において返還免除対象業務に従事した期間についても本条に定める期間に含めることができる。ただし、返還免除対象業務に従事後、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には含めない。

(返還債務の免除の申請等)

第17 借受人は、第16の第1項から第3項に該当するに至ったときは速やかに、次の書類を県社協会長に提出しなければならない。ただし、借受人が未成年のときは連帯保証人、成人にあつては県社協会長が認めた者の代理申請等を認めるものとする。

- (1) 介護福祉士修学資金等返還免除申請書(様式21)
- (2) 業務従事届(様式16)
- (3) その他の事由の場合は、その事由が確認できる書類

2 県社協会長は、前項による免除の申請があつたときは、審査のうえ、介護福祉士修学資金等返還免除申請結果通知書(様式22)により、その結果を借受人に通知するものとする。

(勤務期間の計算)

第18 修学資金の返還猶予及び返還免除期間の算定の基礎となる勤務期間の計算は、返還免除対象業務に従事した日の属する月から従事しなくなった日の前日の属する月までの月数による。

2 第16の1項の(4)による場合は、その事由が発生した日からその事由がなくなった日までの期間とする。ただし、同時に2以上の市町村等において介護等の業務に従事したときの勤務期間は1の期間とし、通算しないものとする。

(返 還)

第19 借受人が、次の各号の一に該当する場合(他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。)には、貸付を受けた修学資金を一括又は月賦による均等払(端数が生じる場合は初回の返還金に上乗せする。)により返還しなければならない。

- (1) 修学資金の貸付契約が解除されたとき。
- (2) 養成施設等を卒業した日、若しくは実務者研修施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士若しくは社会福祉士として登録せず、又は県内において別表に定める返還免除対象業務に従事しなかったとき。ただし、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない

事由により国家試験を受験できなかった場合、又は国家試験に合格できなかった場合であって、借受人の次年度の国家試験受験の意思を県社協会長が認めたときは、上記の当該養成施設等を卒業した日を、当該養成施設等の卒業年次の翌年の国家試験に合格した日と読み替えるものとする。

- (3) 県内において別表に定める返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。
- (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- 2 前項に規定する月賦による返還ができる場合は、別表に定める返還免除対象業務に従事した場合であって、前項の当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から、第14による返還債務の履行が猶予された期間と、返還免除対象業務を合算した期間とする。ただし、5年を上限とする。
- 3 前1項のほか、虚偽その他不正な方法により修学資金の貸付の申請及び貸付を受けたことが明らかになったときは、貸付を受けた修学資金を県社協会長が指定する期日までに一括返還しなければならない。
- 4 借受人は、前1項に該当するに至ったときは、その事由が生じた日から14日以内に返還届（様式19）を県社協会長に提出しなければならない。
- 5 県社協会長は、前4項の返還届に基づき、介護福祉士修学資金等返還通知書（様式20）により当該借受人及び連帯保証人に通知するものとする。

（延滞利子）

- 第20 県社協会長は、借受人が正当な理由がなく修学資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年5パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。
- 2 前項に規定する延滞利子の計算については、年365日として計算するものとする。
 - 3 前2項により計算した延滞利子の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。ただし、延滞利子の額が100円未満であるときは、これを徴収しないものとする。

（届出義務）

- 第21 借受人は、貸付けた修学資金の返還が終わるまで、又は返還の債務の免除が行われる期間、次に掲げる事由が発生したときは、その旨を直ちに県社協会長に届け出しなければならない。
- (1) 借受人の住所・氏名・勤務先に変更があったとき。（様式11）
 - (2) 借受人が修学又は業務に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。（事実を証明する書類）
 - (3) 借受人が休学し、停学し、復学し、転学し、又は退学したとき。（様式13）
 - (4) 借受人が留年したとき。（様式13）
 - (5) 借受人が卒業したとき。（様式14）
 - (6) 修学資金の貸付を辞退するとき。（様式13）
 - (7) 借受人が別表に定める返還免除対象業務に従事したとき（様式16）、又は退職したとき。（様式11）
 - (8) 借受人が介護福祉士又は社会福祉士の登録簿に登録したとき。（様式15）
 - (9) 連帯保証人の氏名・住所又は職業、その他の重要な事項に変更があったとき。（様式12）
- 2 借受人が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は介護福祉士等修学資金借受人異動事項等届出書（様式11）に事実を証明する書類を添えて直ちに県社協会長に届け出なければならない。

(その他)

第 22 県社協会長は、第 22 に定める書類のほか、必要があるときは、借受人に対し、修学資金の貸付の目的を達成するために必要な書類の提出又は報告を求めることができるものとする。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 14 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日からの貸付者に適用する。

<別表>

福島県介護福祉士修学資金等貸付の返還債務の免除に係る対象業務（例示）

※この表は例示であるため、詳細については昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲について」別添 1 及び別添 2 を参考のこと。

- 1 福島県内において以下の施設、職種で業務に従事すること
 - (1) 昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」の別添 1 の相談援助業務の範囲に定める職種。
(例) 児童養護施設、知的障害児施設等の児童指導員、救護施設の生活指導員、特別養護老人ホーム・老人デイサービスセンターの生活相談員、市町村社会福祉協議会の福祉活動専門員 等
 - (2) 昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」の別添 2 の介護等の業務の範囲に定める職種。
(例) 老人デイサービスセンター・特別養護老人ホームの介護職員、指定居宅サービスの訪問介護員、身体障害者更生施設における介護職員 等
 - (3) 昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」の別添 1 及び別添 2 に定める当該施設の長。
- 2 全国を区域とする以下の施設において業務に従事すること
 - (1) 国立身体障害者リハビリテーションセンター
 - (2) 国立光明寮
 - (3) 国立保養所
 - (4) 国立児童自立支援施設
 - (5) 国立知的障害児施設 等

※国立高度専門医療センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 2 項の委任を受けた施設、医療型障害児入所施設「整肢療護園」、「むらさき愛育園」及び独立行政法人国立重度障害者総合施設のぞみ園が設置する施設を含む。